

県税事務所設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第36号**

県税事務所設置条例を廃止する条例

県税事務所設置条例（昭和25年鳥取県条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。